

# 入札公告

令和6年8月13日

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、次のとおり、一般競争入札に付します。

## 1. 競争入札に付する事項

### (1) 件名

「ハイヤー供給及び運行業務」

### (2) 内容

ハイヤー供給及び運行業務（詳細はハイヤー供給業務仕様書による。）

### (3) 契約期間

契約締結日～令和7年3月31日まで

### (4) 入札方法

入札金額は、本件に関する総価で行う。

なお、落札者の決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

下記全ての条件を満たすものとする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (2) 次の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者は、応募資格を有しない。
  - ① 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために適合したとき。
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - ④ 監督又は検査の実施にあたり機構職員の職務の執行を妨げたとき。
  - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額が確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - ⑦ この項（この号を除く）の規定により応募資格を有しないとされている者を契約の締結又は契約の履行にあたり、代理人、支配人をその他の使用人として使用したとき。
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で「A」、「B」、若しくは「C」の等級に格付けされた者、又は当該競争参加資格を有していない者で、入札書の提出の日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
- (4) 経済産業省から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の行政処分を受けていないこと。

- (5) 過去3年間以内に情報管理の不備を理由に経済産業省等との契約を解除されている者ではないこと。
- (6) 下記4.(2)にて入札説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 別添の仕様書に定める資格要件を満たす車両及び運転手を有している者であること。

### 3. 一般競争入札参加申請書等の提出

一般競争に参加しようとする者は、入札説明書の交付を受けた上で、以下の書類を以下の提出期限及び提出方法にて提出すること。

- (1) 提出書類：
  - ① 一般競争入札参加申請書
  - ② 令和4・5・6年度全省庁統一資格（「役務の提供等」で「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされていること）の写し
  - ③ 運転手及び車両適合証明書、同適合証明書に記載の書類
- (2) 提出期限：令和6年8月26日（月）15時00分まで
- (3) 提出方法：下記4.(1)の担当者まで持参、郵送（書留郵便）または電子媒体で電子メール等にて提出すること。なお、郵送及び電子メールの場合は提出期限までに必着のこと。
- (4) 審査結果：入札参加資格の審査結果について、令和6年8月27日（火）18時00分までに電子メール等で通知する。

### 4. 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
〒100-0006  
東京都千代田区有楽町一丁目13番2号  
脱炭素成長型経済構造移行推進機構 企画・総務部  
e-mail: KOB0-kikaku@gxa.go.jp
- (2) 入札説明書の交付  
入札説明書の交付希望者は、平日（10時00分から12時00分まで及び13時30分から17時00分まで）に、上記（1）の担当へ電子メールで連絡すること。  
上記（1）の担当者は、電子メールで入札説明書を交付する。入札説明書の交付申請期限は、令和6年8月19日（月）15時00分までとする。
- (3) 入札説明会の開催の有無  
入札説明会は実施しない。質問がある場合には、別添様式「質問書」へ記載し、メールにて提出すること。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、本説明書末尾に記載の担当に対し、連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を登録すること。
- (4) 質問期限  
令和6年8月19日（月）15時00分  
仕様書等について質問等がある場合は、本公告末尾に記載の連絡先へ別添様式「質問書」を添付しメールにて提出すること。
- (5) 入札書及び入札金額内訳書提出期限及び開札の日時及び場所
  - ① 入札書及び入札金額内訳書の提出期限  
令和6年8月26日（月）15時00分まで  
※なお、入札書及び入札金額内訳書を作成した後、書留郵便にて提出する場合、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称・商号）、宛名（「GX推進機構 企画・総務部担当者」と記載）及び、「ハイヤー供給及び運行業務の入札書在中」と記した上で提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

② 開札の日時及び場所

令和6年8月27日(火) 11時00分  
東京都千代田区有楽町一丁目13番2号  
脱炭素成長型経済構造移行推進機構 会議室

5. 入札保証金及び契約保証金に関する事項  
全額免除

6. 見積書及び契約書

(1) 見積書の提出

落札者は、見積書を直ちに提出すること。作成に当たっては、入札説明書「様式7見積書」を参考とすること。

(2) 契約書の提出

落札者は、入札説明書「様式2契約書案」をもとに、当機構と協議・調整の上、契約を締結することとなるため、入札すること。

7. 支払いの条件

契約代金は、契約書記載の条件により、適法な支払請求書を受領した日の翌日末日迄に支払うものとする。

8. その他必要な事項

(1) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要（入札説明書のとおり）

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最も低い価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

(4) 落札者は、落札後速やかに業務上使用する ETC 車載器管理番号を連絡すること。

9. 問い合わせ先

〒100-0006  
東京都千代田区有楽町一丁目13番2号  
脱炭素成長型経済構造移行推進機構 企画・総務部  
e-mail: KOB0-kikaku@gxa.go.jp

以上

# 令和6年度ハイヤー供給及び運行業務仕様書

## 1. 業務内容

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「甲」という。）が指定する時間において、請負者（以下「乙」という。）がハイヤーサービス（専属ハイヤー）を提供すること。

## 2. 契約期間

契約締結日（令和6年8月以降想定）より令和7年3月31日の間

## 3. 業務時間・料金区分

業務時間と料金は、以下の2区分とする。

### （1）基本料金(月15日以上の利用を予定)

原則として土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日（以下「営業日」という。）の9時00分～17時00分（うち、1時間を休憩時間とする）又は走行距離120kmまでの月額（開始時間、終了時間については予定）。ただし、業務時間及び走行距離は、乙の車両が指定の車庫（東京都23区内）から出庫した時点から、乙の車両が車庫に帰着した時点までの時間とし、休日、深夜及び早朝においても配車できる体制を有すること。なお、15日を超えた場合の営業日の業務時間における利用については、基本料金に加算するものとする。

### （2）超過料金

業務時間又は走行距離数を超過した場合における30分毎又は走行距離7.5km毎に料金設定をすること。

## 4. 業務に関する費用等

（1）業務の実施に伴う費用（減価償却費、維持修繕費、公租公課、燃料費、自賠責保険及び任意保険料、業務に係る携帯電話通信料等の車両等関係費及び運転手に係る社会保険料、交通費等の人件費）については、乙の負担とする。ただし、業務遂行上必要な有料道路通行料、有料駐車場使用料及び出張時の宿泊費等については、実費による精算とする。

（2）運転手の責めに帰すべき事由により発生した交通違反等に係る反則金等について、甲はその責を負わないものとする。

（3）運転手及び車両の待機場所は原則乙が準備する。

（4）ETCカードは原則、甲が提供する。

## 5. 請負者としての要件

- (1) ハイヤー供給及び運行業務の請負契約実績があり、適正に業務を履行している実績を有すること。
- (2) 運転者に対して、運行車両の安全運転及び車両運転者としての接遇、健康管理等に対する社内教育等が実施されており、その体制を有すること。
- (3) 下記6. に示す条件を全て満たす運転手1名が常時業務を履行する体制とし下記8. に示す条件を全て満たす車両1台を専属とする。また、業務に従事する運転手が事故等により業務に従事できない場合においては、提供できる車両を滞りなく運転でき、本仕様書の全ての事項を満たす代替者を業務に従事させられるよう複数名体制を有すること。なお、専属車両についても、仕様書の条件を満たす車両を常に供給できる体制を整えておくこと。
- (4) 交通事故防止対策、並びに事故が発生した場合における迅速かつ責任ある対応による万全な事故処理体制が整備されていること。
- (5) 以下の住所地まで概ね15分以内で配車できるよう営業所等の体制を整えていること。

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目13番2号 第一生命日比谷ファースト

- (6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法 平成十二年法律第百号）に適合した車両を用いること。
- (7) 乙は、一度決定した運転手を乙の都合により変更するときは、原則として1カ月前までに甲に変更を申請し、承認を得ること。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。
- (8) 乙は、運転手に電波受信面で問題のない携帯電話端末を持たせ、またつながりやすいところに待機させる等必要な措置を講ずること。
- (9) 乙は、運転手の業務履行にあたり、労働基準法に準じた体制を整えておくこと。
- (10) 乙は、甲の出張時における送迎等柔軟に対応すること。

## 6. 運転手の条件

- (1) 運転手は、乙が直接雇用している社員であり、自動車運行業務従事歴を3年以上有しており、都内の官公庁等主要施設、道路事情に関し豊富な経験及び技術を有していること。
- (2) 運転手は、心身共に健康であり、本業務を行うことができること。
- (3) 運転手は、普通自動車第二種運転免許を取得していること。
- (4) 運転手は、令和6年8月1日から遡って3年以内に運転免許の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。

## 7. 運転手の責務

- (1) 運転手は、交通関係法規を遵守し、常に安全運転を心がけ送迎業務に従事すること。
- (2) 運転手は、送迎業務に相応な服装を心掛けること。(ただし、甲の指定するクールビズ活動実施期間中<5月~10月(予定)>においては、ノーネクタイを基本とする。
- (3) 運転手は、車両の利用者に対して、礼節を重んじて丁寧な対応を心掛けること。
- (4) 運転手は、送迎業務の用に供する車両について、安全な運行を確保するため、常に運行前点検を行うとともに、清掃し清潔を保つこと。

## 8. 車両及び車両に係る条件、待機場所

車両とその待機場所については次のとおりとすること。

- (1) 車両
  - ・国産車(トヨタアルファード又はアルファードと同等クラス:排気量 2500cc ハイブリッド車)
  - ・ボディーカラー:黒色系(濃紺は可)
  - ・ETC 車載器、カーナビゲーションシステム、エアバッグシステムを装備すること。
- (2) 車両に係る条件
  - ・対人無制限の自動車任意保険、対物 200 万円以上の自動車任意保険に加入していること。なお、履行開始前までに当該書類の写しを提出すること。
- (3) 待機場所
  - ・甲より乙に通知する。

## 9. 運行予定の通知

- (1) 原則、車両の 1 週間分の運行予定を前週の金曜日(祝日の場合はその前日)に乙に通知する。  
※ 追加・変更等が発生した場合は、運行日の前日までに乙に通知する。(緊急の場合等は当日運転手に対して直接連絡し、乙に通知する。)
- (2) 乙はこれを受けて、運行計画を作成し、運転手に必要な指示を行うものとする。

## 10. 請求

- (1) 1 カ月分の利用に基づく利用明細書を提出し、契約書に基づく検査を受けるものとし、当該検査に合格した後に請求書を提出すること。
- (2) 利用明細には利用日付、経路、出発及び到着時間、待ち時間及び 1 日ごとの請求額を明記すること。また、有料道路や有料駐車場を利用した場合は、証憑としてその領収書又は利用明細書等を添付すること。

11. 仕様の変更等について

- (1) 契約期間内において、甲は必要があると認めるときは、甲乙協議の上で、当仕様書及びその他の条件を乙に通知の上で変更することができるものとする。この変更の内容及びその他の措置については、書面によりこれを定めるものとする。
- (2) 利用日数及び利用時間はあくまで予定で変動するものであり、その金額の支払を保証するものではない。

以上

年月日

## 質問書

脱炭素成長型経済構造移行推進機構 御中  
(担当部署：企画・総務部 総務グループ)

会社名：  
担当部署：  
担当者名：  
電話：  
ファックス：  
電子メール：

「ハイヤーサービス」に関する質問書を提出します。

資料名	
ページ	
項目名	
質問内容	

- (1) 質問書には、資料名、ページ名及び項目名を記載すること。
- (2) 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載すること。
- (3) 質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、質問書に公表しないこと。
- (4) 質問名の企業名等は公表しない。